

《カルト》論への一視点

アメリカのマインド・コントロール論争

渡邊 学

WATANABE Manabu

破壊的カルトとマインド・コントロール¹

日本では、1995年のオウム真理教事件を契機としてカルトとマインド・コントロールの概念が人口に膾炙するようになった²。これらの概念は、オウム真理教を取り巻くさまざまな不可解な出来事を解明するうえできわめて大きな有効性をもつものとみなされ、同教団やその信者や元信者と接する際に欠くべからざる概念となったのである。当時、これらが存在することは疑いの余地のないものであると考える風潮が広まっていたことは疑いがない。また、それらに疑問を挟むことは、いわば異端視されざるをえない状況があったといえよう。

しかしながら、マインド・コントロール概念は一般化すればするほど、かえって一般の信憑性を失いつつあるかのように思われる。ごく最近マス・メディアを騒がせたさまざまな事件をとってみても、それらにこの概念を当てはめて説明することには少なからず無理が感じられたし、また、マインド・コントロール概念を適用することに対していろいろな疑念が提出されたこともまた事実である。マインド・コントロール概念は万能化されればされるほど陳腐化されざるをえない。

むしろ、マインド・コントロール概念がもっとも輝いてみえたのは、オウム真理教をはじめとする「カルト」問題に適用されたときであったと言ってよい。そもそも日本で「カルト」概念が普及するきっかけを作ったのは、スティーヴン・ハッサン著『マインド・コントロールの恐怖』（恒友出版、1993年）であり、その原題はまさしく

「カルト・マインド・コントロールと戦う」であった³。同時に、この著作によって「破壊的カルト」と「脱会カウンセリング」の用語が一般化したと言っても過言ではない。

ハッサンはアメリカの統一教会の一翼を担う信者であったが、自分自身脱会カウンセリングを受けてから脱会カウンセラーとして活発な活動を繰り広げるようになった。彼は同教団をはじめとしてさまざまな教団を破壊的カルトと同日し、そのマインド・コントロールと戦い、「虜となった人々」(現役の信者の人々)を解放することにその後の人生をかけるようになった。彼の著書は脱会カウンセリングの定本となり、マス・メディアにも機会があるたびに顔を見せるようになった。オウム真理教事件は彼の概念の枠組を立証する格好の機会となり、日本にも招かれてマス・メディアに登場した。

かくして、「破壊的カルト」と「マインド・コントロール」概念は、わが国において一般に定着していったのである。

日米の対照的な状況

私自身がこの問題に強く興味を抱くようになったのは、くしくもオウム真理教事件が起こった1995年の秋に渡米したときであった。私は南山大学から一年半の研究賜暇を得てハーヴァード大学世界宗教研究センターと同大学ライシャワー日本研究所で心静かに研究を積み重ねようとしていた。ところが、渡米してまもなく朝日新聞社から電話があり、「アメリカのカルトと反カルト」の問題について調査をするので協力してほしいとの依頼があったのである⁴。

私は同社記者の調査に協力してさまざまな宗教学者、心理学者、神学者、脱会カウンセラー、いわゆるカルト信者と連絡を付けて、インタビューの申し込みをしたり通訳をしたりした。また、その間、フィラデルフィアで開催されたアメリカ宗教学会で急遽開催されることになったオウム真理教特別部会に参加したり、テキサス州ウェーコのブランチ・デヴィディアンの「聖地」や信者を訪ねたりしたのであった。

マス・メディアにおいてカルト概念が氾濫している点はアメリカでも日本でも同じであった。カルトに対する警戒心は、大衆レベルではオウム真理教事件以降、アメリカでも高まったと言えよう。

ところが、私がカルトとマインド・コントロールの問題をアメリカで調べはじめてみて、宗教学者の多くがどちらの概念も認めていないという事実が明らかになった。むしろ、オウム真理教事件後の日本においてカルト概念がマス・メディアを通じて一般化していたにもかかわらず、日本の宗教学者がカルト概念を用いることに慎重であったことは否定できない。その点で、どちらの国においてもマス・メディアと宗教学者の意識の間には大きなギャップがあったと言えよう。

当時アメリカ宗教学会の会長であったローレンス・サリヴァン教授(ハーヴァード大学世界宗教研究センター所長)はインタビューの際に、カルトにはもともと崇拜や祭儀という学術的な意味があったが、マス・メディアによって濫用され「破壊的で反社会的な奇妙な集団」という意味で使われはじめ、それが広まってしまったため、

もはやその使用を避けるべきであるという趣旨のことを述べた⁵。同教授はそのことを裏付けるべく、エリアーデが編集した『世界宗教大百科事典』にカルトの項目が独立して存在しないことを指摘した⁶。

また、私の印象では、アメリカのブランチ・デヴィディアン事件と日本のオウム真理教事件は、少なくとも宗教学者にとってまったく正反対の意義をもっていた。

一方で、アメリカでは、ブランチ・デヴィディアン事件は宗教学者が積極的に社会的に発言する絶好の機会となった。この事件では政府機関の対応のまずさが指摘され、それが黙示録的な終末論をもった教団をまさしく「終末」に導いて、その予言を「思い通り」実現させてしまったという批判がなされた。そこで、宗教団体に政府機関が関わる場合、最低限、その神学を前提として理解していなければならないというのが、サリヴァン教授をはじめとする宗教学者の代表の言い分であった⁷。実際、その主張は後年生かされ、例えば、1996年にモンタナ州でモンタナ・フリーメンが立てこもった事件の際にはアメリカの宗教学者が交渉に一役買い、事件を平和的な解決に導いたのであった⁸。アメリカでは、カルト関連の事件に宗教学者が積極的に関与して一般社会と新宗教教団の橋渡しを行い、宗教学者はかえってその評価を高めたのであった。要するに、新宗教教団と一般社会の間のコミュニケーションのギャップを埋めることが、アメリカの宗教学者の一つの使命であると考えられていると言えよう。

他方、日本では、オウム真理教事件の際、若手の宗教学者が結果的に同教団の宣伝に

荷担することになり、マス・メディアの集中砲火を浴びて諸般の事情から大学を辞するという悲劇が起きた。このような事件は、宗教学者の社会的責任の自覚 あるいは宗教学者にも社会的責任はあるべきだという自覚 を促すことになった⁹。また、これは宗教学のあり方そのものを問い直すきっかけとなったといえよう¹⁰。

また、同事件の初期の段階に、アメリカの代表的な新宗教研究者や弁護士がオウム真理教に招かれて、同教団施設を視察した後に同教団を弁護する記者会見を開くという好ましからぬ事態も起こった。ブランチ・デヴィディアン事件が念頭にあったアメリカの代表にとって、オウム真理教事件がこのような展開を遂げたことはまったく青天の霹靂であったことだろう¹¹。

こうして、日本国内では宗教学者の存在意義自体が疑問視され、宗教学の危機がささやかれるような状況が生じたのである。要するに、危機的な状況において中立の立場に立とうとすることは、そのこと自体、当事者の危機を招く結果になったというべきであろうか。つまり、危機を強く感じている者にとっては、危機意識の欠如自体が許されざる態度だったのである。危機とはまさしく歴史的相対化の視点を許さない実存的な状況にほかならない。

アメリカのカルト論争と反カルト研究

アメリカのカルト問題をめぐる論争は、新宗教研究が同時に反カルト運動の研究を平行して行うようになってから、活発になされるようになったといえるかもしれない。

例えば、『アメリカの統一教会信者』(1979)という著書を出版したシュープとプロムリーはその先駆者であり、『新たな自警団』(1980)、『奇妙な神々』(1981)を著し、ディプログラミングや反カルト運動の歴史的起源や非合理性を訴えている¹²。さらに、『洗脳/ディプログラミング論争』(1983)という学際的な論文集がプロムリーとリチャードソンの編集によって刊行された¹³。これには社会学、心理学、法学、歴史学の視点からのさまざまな論文が寄稿されている。

プロムリーらの基本的な主張は、反カルト運動の主張が神話であるということである。第一に、もしも新宗教 彼らはカルトという言葉が差別的であるためそれを用いない が高度な洗脳技術を用いていたとすれば、それほど多くの脱落者を出すはずはないという。パーカー(1984)がロンドンで統一教会のセミナー参加者千人以上を対象に行った調査では、セミナーに参加して信者になり二年後の追跡調査の際まで信者であり続けていた者は、わずか1%にも満たない数であった¹⁴。

洗脳とは、中国共産党が開発したとされる強力な思想改造の方法のことを意味する。英語のブレイン・ウォッシング brain-washing はそのことを指摘したジャーナリストのハンターがはじめて用いたとされている。洗脳をめぐる神話がすぐに形成され、他者を思いのままに操ったり他者を自由に自白させたりすることが可能であるという幻想が一般に広まった。

しかしながら、実際には相手を屈従させることはできても信念を変えることは不可能であることがすぐに明らかになった。要

するに、コントロールされた環境を離れてしまうと、そのうち屈従行動が消失してしまうのである。一例を挙げれば、朝鮮戦争の際に7,000名の捕虜が中国共産党の洗脳下に置かれ、その三割が死亡した。残りのうち、本国送還を拒否したのはわずか21名であり、そのうち10名が後に考えを改めた。したがって、4,500名のうち中国共産党に最終的に同調したのはほんの11名しかいなかったのである¹⁵。

心理学者のR. W. フッドら(1996)によれば、「科学的には不適切な大衆の読み物が強制的技法[洗脳のこと]の無制限の力を絶賛しているが、次にみるように、責任のある科学的文献は一貫して以下のことに合意している。(1)そのような技法は制限された態度変更を生み出すだけである。(2)そのような変化は、直接の環境に対するコントロールが除去されるときわめて不安定になる」¹⁶。つまり、洗脳は持続性を持たないし、屈従行動をもたらしても回心そのものをもたらすわけではないというのが、広く認められた学術的な結論であると言える。

ディプログラミング批判

プロムリーらが挙げている第二点は、いったん新宗教が洗脳技法を用いているという説明が通用すると、ディプログラミング deprogramming という名の強制改宗が、「カルト信者」の「治療法」として正当化されることになってしまうという問題である¹⁷。ディプログラミングとは、新宗教が用いている洗脳技法を無効化する技法を意味する。

もしも前提となる新宗教による洗脳がないとすれば、ディプログラミングはディプログラマーのクライアントおよびディプログラマー自身の意向に基づく強制改宗にほかならない。

アメリカの代表的な宗教団体、全米キリスト教会協議会(NCC)もディプログラミング自体には反対している、1974年には反対決議を採択している。それによれば、「身代金目的の誘拐は実際憎むべきであり、宗教的な再回心を強制するための誘拐も同様に犯罪」であり、世界人権宣言にも反している。

われわれはある宗教団体が暴力や薬物や催眠術や洗脳などによって若者を捕らえていると非難されていることを知っている。もしそのことが本当であれば、そのような行動は法の下で起訴されるべきであるが、今までのところその証拠はない。むしろ暴力を明らかに用いているのは自称救出者の側である¹⁸。

ここにはディプログラミングに反対する態度が明確に表明されている。

ディプログラミングは多くの場合、誘拐手法と拉致監禁、強制的な説得を伴う。そのため、アメリカやイギリスでは違法行為とみなされている。現在では、古典的なディプログラミングは影を潜め、新宗教の信者自身の自由や自発性を重んじて監禁手法を伴わない、より穏便な脱会カウンセリング exit counseling が主流となってきている。

ディプログラミングの恣意性は、相手の宗教が一般に問題のある宗教団体と認められていようがまいが、ディプログラマーが顧客の要望にしたがって強制改宗を試みる

ところにある。そのため、ディプログラミングの父と呼ばれたテッド・パトリックは、「愛の家族」に入った自らの子どもを脱会させたのをてはじめにして、さまざまな「カルト」信者を強制改宗させたが、それだけでなく、一般に主流の宗教として認められているローマ・カトリック教会や聖公会の信者や聖職者になった者の強制改宗さえ行ったと言われている¹⁹。そのことはとりもなおさず、社会的常識はともかく、依頼者の希望に対してパトリックが忠実であったということに他ならない。

かくして、アメリカの反カルト運動には当初からディプログラミングという暗い陰がつきまっていたのである。

ディプログラミング自体の破壊的效果

アメリカでは自発的に「カルト」を辞めた者とディプログラミングを受けた者との比較研究がなされているが、一般に前者は精神の健全度を維持できている者が多いが、後者の場合には強度の不安や精神の不安定に脅かされている者が多いという結果が出ている。

例えば、愛の家族、ハレ・クリシュナ、統一教会の自発的脱会者45名を対象にした1987年の調査では、怒りを感じた者が7%、洗脳されたと感じた者が9%、経験によって賢くなったと感じた者が67%などとなっている²⁰。つまり、この調査によれば、自発的脱会者の場合、世間的に批判されているいわゆる「カルト」教団においてさえ、豊かな人生経験をしていた者が多いと言えよう。

ブロムリーとルイス(1987)の研究は、

自発的脱会者（A群）、自発的に脱会カウンセリングを受けた者（B群）、強制的に脱会カウンセリングを受けさせられた者（C群）を比較検討し、自発的か否かを問わず、むしろ脱会カウンセリングを受けた者の予後が思わしくないことを示唆している。精神の異常を示す数値が、A群ではすべて11%以内なのに対して、自発的にせよ強制的にせよ、脱会カウンセリングを受けた者では、圧倒的に高い。意識の浮遊や変成状態があるかという問いの場合、B群では41%、C群では61%（それに対してA群では11%）がイエスと答え、悪夢があるかという問いの場合、B群が41%、C群が47%（A群は11%）、健忘症（記憶消失）があるかという問いの場合、B群で41%、C群で58%（A群で8%）がイエスと答えたなどという結果になっている²¹。A群とB群あるいはC群との相違はきわめて顕著である。

自発的脱会者は自発的に脱会できた事実からもわかるように、自我の強度や安定度がもともと高かったにちがいないといううがった見方もできようが、他方で、自発的に脱会カウンセリングを受けた者ですら、強制的に脱会カウンセリングを受けた者にきわめて近い異常な精神状態を呈していることは大いに懸念される。つまり、脱会カウンセリングを受けることによって大きな精神的な痛手を受けた可能性が大きいのである。

マインド・コントロール論と訴訟問題

現在、古典的な洗脳理論は反カルト側の理論家からもカルト問題には当てはまらな

いとされている。そこで出てきたのがマインド・コントロールの概念である。それは、「個人の人格を破壊して新しい人格と置き換えてしまうような影響力の体系」（ハッサン（1983））と定義され、物理的強制を伴わない情報や環境の操作によると考えられている。

アメリカでは、マインド・コントロールを理由にして、脱会信者が「カルト」教団を訴えて損害賠償を請求する裁判が数多く存在した。要するに、「カルト」教団が個人の自発性や判断力を無視してマインド・コントロールをかけ、半ば強制された自発性によってその個人を信者にして、無料奉仕をさせたり、家庭を崩壊させたりしたというのが、原告側の言い分である。

この問題の第一人者の一人としてマーガレット・シンガーを挙げることができる²²。シンガーは「社会心理学的影響の組織的操作」（SMSPI）マインド・コントロールの学術的な言い換えと考えられるの理論を立て、リチャード・オフシェとともに法廷助言などに長年活躍してきた。1988年まで少なくとも37の裁判で元カルト信者がカルト教団を訴える際に助言を行ったとされている。しかしながら、1990年になり、米国政府は彼らの見解が学会の共通した見解を反映していないという理由で彼らを法廷助言者から外した。

これはアメリカの学会の対応からすれば当然のことである。なぜなら、彼らの見解が学会の共通した見解を反映していないという指摘は以前からアメリカ心理学会（APA）からも科学的宗教研究学会（SSSR）からもなされていたからである²³。しかしながら、彼らは収入の道を不当に否定した

と主張して両学会を二度にわたって訴えた。学問的な評価を裁判で決しようとする態度はわれわれの理解をはるかに越えているが、要するに、訴状通りのことを求めたのだらう。結局のところ、いずれの訴訟も裁判所からは斥けられたのであった。

このようにして、マインド・コントロールを理由にして起こされた訴訟は、現在のアメリカでは意味をなさなくなっているのが現状である。

アメリカの宗教学のあり方

このようにみるとき、破壊的カルトや洗脳、マインド・コントロールの概念を駆使する反カルト運動に対する強い批判がアメリカの宗教学会にはみられることが理解できよう。その気質的な基盤は、信教の自由と国教の禁止を定めた合衆国憲法修正第一条にある。

アメリカの宗教史をみると、アメリカが本来信教の自由を求めて移住してきたピューリタンの建設した国であったにもかかわらず、実際には宗教的迫害の歴史を築いてきたことがわかる。17世紀末に17人の死刑を宣告したセラムの魔女裁判はその例外ではない。メノナイトやモルモン教徒など迫害を受けた教団は少なくない。

カトリック教徒もまた、移民の国アメリカの新参者であったため迫害の対象となり、ステレオタイプのな恐怖譚が作られた。19世紀のアメリカでなされた、カトリックに対する批判には以下のようなものがあった。(1) 会衆の動員・維持のために詐欺的で強制的な手段を用いる、(2) 信仰が正統でな

い、(3) 性的に倒錯している、(4) 政治的破壊活動をしている、(5) 経済的に搾取している、などがそうである。いずれも根拠のある批判とはどうい思われぬが、これらを見ると、今日の新宗教に対する嫌疑と当時のカトリック教会に対する嫌疑がきわめて似通っていることがわかる²⁴。

ブロムリーらの宗教学者がこれらの事実を摘出してみせるのは、歴史的視点に立てば、カルトに対する反対運動は決して新しいものではなく、歴史的な宗教的迫害と何ら変わるところがないことを明らかにしたいがためである。つまり、彼らは歴史的視点に立ってカルト問題を考える必要性を訴えているのである。

おわりに

このようにみると、今日わが国が抱えている背景とアメリカの背景とは大きなちがいがあることがわかる。アメリカでは建国以来宗教的な弾圧の歴史があり、その反省のもとでカルト問題をめぐる言説が宗教学者によって冷静に分析されているのである。宗教学者はえてして新宗教を擁護する側に回り、反カルト運動家からはカルト擁護論者というありがたくないあだ名を頂戴している。

このことを日本の文脈で考え直すとどうなるだろうか。オウム真理教事件をはじめとする新宗教が起こした問題をわれわれはどのような歴史的視点から考えることができようか。

オウム真理教事件以降、日本ではどの時代にも宗教が野放し状態で信教の自由が実

現していたなどという愚かな言説がまかり通ったことがあったが、これはまったくの誤りであることはいうをまたない。わが国では仏教が伝来して公認された当初から仏教は国家によって管理監督され、正式の僧侶はいわば国家公務員（官僧）であった。戸籍制度がもともと隠れキリシタン排除のための施策に基づいていることも周知の事実である。また、第二次大戦前の国家神道下でおびたしい宗教的弾圧がなされたからこそ、戦後の日本では信教の自由が尊重され、諸宗教に対して寛容な施策がとられたのである。そのことが結果としてあのような災厄を招いたことは否定できない。しかし、だからといって、諸宗教を今後公に取り締まらなければならないとはいえないだろう。

さらに問題を挙げれば、オウム真理教が薬物の使用やマルチメディアを用いて行った教義の植え付けなどを洗脳やマインド・コントロールの概念を抜きにして考えることがはたして可能なのか。この問題もさらに深く考える必要があるだろう。近年、日本の社会心理学者の中にもマインド・コントロール問題に真剣に取り組んでいる研究者がみられるが、宗教学の視点から彼らの貢献をいかに評価すべきかという問題もこれから考えていかなければならない²⁵。

また、新宗教教団による被害の実態を宗教学者がどう考えるのか、ということも問われてくる。私自身、ある宗教団体の被害者の会の方とお話をしている、宗教学者は被害者の問題をどう考えるのかと聞かれて答えに窮したことがあるが、この問題も何らかの形で学術的に位置づける必要があるだろう。

わが国の場合、オウム真理教がもたらした災厄や精神的な荒廃は未曾有のものであった。オウム真理教がわが国の「破壊的カルト」の代名詞となり、カルトの破壊性の一つの指標となった。殺人、殺人未遂、テロリズム、教義の高度の植え付け、薬物の使用、そのどれをとっても反カルト運動家の悪夢が実現したとしか思われぬ。また、オウム真理教に子どもや親族が入会していた場合、思いがけなくわが子や家族が犯罪者になったり、殺人者になってしまったことに驚かされた人々も確実にいたにちがいない。これらの被害を繰り返したくないというのがだれしもの願いであろう。しかしながら、オウム真理教をすべての基準とすることは避けなければならないだろう。

宗教学者は今の時代から出されたこれらの問いにいかに答えていかなければならないのだろうか。われわれには実に重い責任が負わされているといわなければなるまい。

註

¹ 本論は『中外日報』1998年12月15日と17日に2回に分けて掲載された論文記事「“カルト”論への一視点」(上)・(下)を拡充して必要な箇所細かい注を施したものである。転載を許可された中外日報社には感謝したい。なお、本研究は「今日の状況下における宗教と倫理」というテーマで南山大学パッハ研究奨励金 Aの補助を得てなされたものである。

² Manabu Watanabe, “Reactions to the Aum Affair: The Rise of the ‘Anti-Cult’ Movement in Japan,” *Bulletin of the Nanzan Institute for Religion and Culture* 21(1997): 32-48.

³ Steven Hassan, *Combating Cult Mind Control* (Rochester, Park Street Press, 1988, 1990). 浅見定雄訳『マインド・コントロールの恐怖』恒友出版、1993年。

⁴ 池田洋一郎『アメリカのカルトと反カルト 信仰のつば・アメリカの経験』(社内報告225)朝日新聞社総合研究センター調査研究室、1996年、参照。

⁵ 同上参照。

⁶ Mircea Eliade, ed., *The Encyclopedia of Religion*, in 12 vols. (New York: Macmillan, 1987).

⁷ Lawrence Sullivan, *Recommendations to the U. S. Departments of Justice and the Treasury Concerning Incidents such as the Branch Davidian Standoff in Waco, Texas* (Cambridge, MA: Harvard University Center for the Study of World Religions, September 12, 1993), 20 pages.

⁸ モンタナ・フリーメンとは、白人至上主義のキリスト教系の民兵組織 militia であり、連邦政府の支配を拒否してそれからの独立を求めた。偽造小切手を行って組織的な詐欺行為を行った。会員の実数は12~18名とみられている。80日間にわたる立てこもり事件を起こしたが、1996年6月に投降した。

⁹ Cf. Watanabe, "Reactions to the Aum Affair," 46-8. オウム真理教事件に対するさまざまな宗教学者の意見や感想は、『宗教学を学ぶ』AERA Mook, No.11(朝日新聞社、1995年)のコラムにまとめられている。

¹⁰ 藤原聖子「「鏡」と「擁護」 オウム真理教事件によって宗教学はいかに変わったか」『東京大学宗教学年報』XIII、東京大学宗教学研究室、1995年、17-31ページ。

¹¹ Watanabe, *op. cit.*, 47.

¹² David G. Bromley and Anson Shupe, *Moonies in America: Cult, Church, and Crusade* (Beverly Hills, CA: Sage Publications, 1979); A. Shupe and D. G. Bromley, *The New Vigilantes: Anti-Cultis, Deprogrammers, and the New Religions* (Beverly Hills, CA: Sage Publications, 1980); D. G. Bromley and A. Shupe, *Strange Gods: The Great American Cult Scare* (Boston: Beacon Press, 1981) [稲沢五郎訳『アメリカ「新宗教」事情』ジャブラン出版、1986年。] Cf. Anson Shupe and David G. Bromley, "The Modern Anti-Cult Movement 1971-91: A Twenty-Year Retrospective," A. Shupe and D. G. Bromley, *Anti-Cult Movement in Cross-Cultural Perspective* (New York & London: Garland Publishing, Inc., 1994), 3-31. 世

界各国の反カルト運動を概観したものとしては以下を参照のこと。Anson Shupe and David G. Bromley, eds, *Anti-Cult Movement in Cross-Cultural Perspective*.

¹³ David G. Bromley and James T. Richardson, *The Brainwashing/ Deprogramming Controversy: Sociological, Psychological, Legal and Historical Perspective* (New York and Toronto: Edwin Mellen Press, 1983).

¹⁴ E. Barker, *The Making of a Moonie: Choice or Brainwashing* (Oxford: Basil Blackwell, 1984).

¹⁵ Ralph W. Hood, Jr., et al., eds., *The Psychology of Religion: An Empirical Approach*, 2nd ed. (New York: Guilford Press, 1996), 325.

¹⁶ *Ibid.*

¹⁷ Shupe and Bromley, *The New Vigilantes*.

¹⁸ National Council of the Church of Christ in the U.S.A., "Resolution on 'Deprogramming': Religious Liberty for Young People Too," adopted by the Governing Board, February 28, 1974. この文書入手するに当たっては、志村真牧師を通じて日本キリスト教協議会(NCCJ)の津田総幹事のお世話になった。

¹⁹ Daniel Brandt, "Cults, Anti-Cultists, and the Cult of Intelligence," *NameBase NewsLine* 5 (April-June 1994).

²⁰ James R. Lewis and David G. Bromley, "The Cult Withdrawal Syndrome: A Case of Misattribution of Cause?" *Journal for the Scientific Study of Religion* 26/4 (1987): 508-22.

²¹ *Ibid.*, 519. Cf. Table 3.

²² シンガーの著には以下のものがある。Margaret Thaler Singer with Janja Lalich, *Cults in Our Midst: The Hidden Menace in Our Everyday Lives* (San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 1995).

²³ 科学的宗教研究会(SSSR)が「ジョージ対ISKON(国際クリシュナ意識協会)の裁判のために用意した「法廷助言書 AMICUS CURIAE」(実際には法廷に提出されなかったとのことだが)のコピーを送って下さったジェームズ・T・リチャードソン James T. Richardson 教授(ネヴァダ大学)に感謝したい。

²⁴ Cf. Bromley and Shupe, *Strange Gods*, 12.

²⁵ 西田昭『マインド・コントロールとは何か』

紀伊國屋書店、1995年。安藤清志・西田公昭編『現代のエスプリ369』「マインド・コントロール」と心理学、至文堂、1998年。マインド・コントロール論に対する宗教学者の評価としては、以下を参照のこと。中野毅「反カルト運動とアメリカ・ナショナリズム」、中野毅、飯田剛史、山中弘編『宗教とナショナリズム』世界思想社、1997年、95-123。島
蘭進「マインドコントロール論を超えて 宗教集

団の法的告発と社会生態論的批判」1、『精神医学』Vol.40, No.10, 医学書院、1998年、1044-52。同著「マインドコントロール論を超えて 宗教集団の法的告発と社会生態論的批判」2, Vol.40, No. 11, 医学書院、1998年、1144-53。

わたなべ・まなぶ

本学文学部教授・本研究所第一種研究所員